

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請について

認定基準

- ① 申請者が、郡上市において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

提出書類

- ① 認定申請書 2通

※登記してある社印、又は印鑑登録してある実印を押印する。

- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号認定申請にかかる別紙計算書 1通

- ③ 上記②において表記した金額が確認できる書類 1部

※ 月別残高試算表、帳簿、元帳などによる月別の売上金額の確認できる書類の写し。

（試算表等と法人事業概況説明書の月別売上の売上高が原則として一致していること。）

※ 2か月間の見込売上高の根拠となる書類。

- ④ 確定申告書 1部 ← 法人の場合のみ

※ 青色表紙、決算報告書（決算書表紙、貸借対照表、損益計算書）、法人事業概況説明書（表・裏）の写し。

- ⑤ 青色申告書（決算書含む）

白色申告書（収支内訳書含む） } いずれかの写し 1部 ← 個人の場合のみ

- ⑥ 商業登記簿謄本 1通（写しでも可） ← 法人の場合のみ

※ 3ヶ月以内に取得したもの。

- ⑦ 委任状 1通 ← 代理人申請の場合のみ

※ 任意の様式で可。ただし、社印、又は実印の押印が必要。

注意事項：本認定とは別に金融機関と信用保証協会の審査があります。